

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市水道温泉安定供給推進事業補助金
補助事業等の目標	諏訪市水道温泉の安定供給の推進を図る。
補助事業等の対象者	1. 角間沢河水水利に係わる事業 2. 小和田温泉統合に係わる事業 3. その他諏訪市公営企業の設置等に関する条例（昭和41年諏訪市条例第42号）第1条に規定する公営企業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が特に必要と認めた事業を行う組合・団体等
補助対象経費	諏訪市水道温泉安定供給推進事業に要した経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内において管理者が定めた額 【補助額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 水利組合・温泉組合等からの安定的供給を受けるため、従来から権利者と水道温泉管理者との協議により決定した金額となっているため。
補助事業等の評価	事業者からの報告をもとに、担当部署により補助事業の効果を検証する。
補助事業等の開始時期	昭和38年 4月 日
補助事業等の終了時期	平成 年 月 日 【終期が3年を超える場合の理由】 恒久的に水道温泉の安定供給を行うためには、3年を超え継続することが必要である。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 建設水道部 水道課 経営企画係

令和 8年 3月23日 一部改正（令和 8年 4月 1日 施行）